

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分)

(ふりがな) あいさわいちろうこうえんかい

1 政治団体の名称 逢沢一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市北区奥田1-2-3

3 代表者の氏名 (姓) (名)
坂根 信義

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
藤井 章文

事務担当者の氏名

(姓) (名)
三谷 正史

(電話) 03-3508-7105

(電話)

(電話)



政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 逢沢 一郎

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 (3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,402,185
(前年からの繰越額)	7,402,185
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	1,080,000
翌年への繰越額	6,322,185

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	1,080,000	0	
小 計	1,080,000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	1,080,000		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	地代	90,000	R3/1/29	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
2	地代	90,000	R3/2/26	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
3	地代	90,000	R3/3/31	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
4	地代	90,000	R3/4/30	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
5	地代	90,000	R3/5/31	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
6	地代	90,000	R3/6/30	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
7	地代	90,000	R3/7/30	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
8	地代	90,000	R3/8/31	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
9	地代	90,000	R3/9/30	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
10	地代	90,000	R3/10/29	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
11	地代	90,000	R3/11/30	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
12	地代	90,000	R3/12/30	逢沢一郎	岡山県岡山市北区鹿田町1-4-8-1102	
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,080,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	1,080,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☒	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預 金 (普 通 預 金 及 び 当 座 預 金 を 除 く 。) 又 は 貯 金 (普 通 貯 金 を 除 く 。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	イ 建物
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	岡山県岡山市北区奥田 1 - 2 - 3	10,727,308	H4/9/30	184.8
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

● 宣 誓 書 ●

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

3/

令和4年 5月  日

政治団体の名称 逢沢一郎後援会

会計責任者の氏名 藤井

章文



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和4年5月31日

逢沢一郎後援会

代表 坂根信義殿

登録政治資金監査人 弁護士

中野比登志



登録番号

第3670号

研修終了年月日

平成22年5月25日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という）第19条の13第1項の規定に基づき、逢沢一郎後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、記録が大部であり、監査に時間を要すること等により、監査人の下記事務所において行った。

記

東京都千代田区神田富山町19番地 丸屋ビル6階

中野法律事務所 TEL03-3525-8760 FAX03-3525-8665



2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。



3 業務制限

逢沢一郎後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、逢沢一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上

